

とりたて詞をめぐる認可条件とカラ節

佐野まさき

立命館大学

日本語のいわゆるとりたて詞は、文末との呼応が明白なものそうでないものがある。たとえば「健は酒さえ飲んだ」に見られるとりたて詞サエは一見特定の述部と呼応することを要求しない。これは「飲んだ」の部分で「欲しかった」「飲まなかった」「飲んでいて」「飲んだようだ」などあらゆる形に変えても、サエとの文法的な関係に問題が生じるということはないことからそのように見える。一方「健は酒でも飲んだようだ」に見られる例示的なデモは、「ようだ」「に違いない」などのモダリティ表現で終わることを要求し、「飲んだ」で終わることはできない。本論はしかし、このような区別は文法的には意味がなく、むしろすべてのとりたて詞がそれ自身の呼応述部、認可子を持つという立場をとる。それによりとりたて詞の文中、特に従属節内での分布制限が普遍文法の一般原理により自然に捉えられることを示唆する。*

1. はじめに

日本語にはとりたて詞と呼ばれる助詞が豊富に存在する。同時に、日本語の文は主節であれ従属節であれ、その述部が、単に用言（特に動詞）の言い切りの形で終わる場合だけでなく、いろいろな活用形で表されたり、アスペクトやモダリティを表す助動詞的表現が付加する場合もあり、さまざまな表現形式をとる。本論は、野田(1995)を踏まえて、さまざまなとりたて詞がさまざまな述部形式と文法的呼応関係にあることを、特にマデとサエとデモを例に、認可という観点から捉えることにより示す。そしてこれらのとりたて詞が、接続助詞カラで導かれる3種類の従属節の中に現れたとき、どのような条件でどのように認可されるかを考察し、

この認可条件がいわゆる最小性の普遍原理に従っていることを示唆する。

2. マデ、サエ、意外のデモ

英語では even という 1 語で表されるような意味が、日本語では次のようにマデ、サエ、デモのいずれでも表せるような場合がある¹。

(1) ひもじい健はサンドイッチのパセリ{まで/さえ/でも}食べた

一見同義語的に見えるこれらのとりたて詞は、意味論統語論的にも、また一般文法理論的にも、興味深い違いを見せる。まず、茂木(1999)が指摘するように、動詞に直接否定辞が付いた単純否定文において、マデは否定の作用域の中に入りうるが、サエは入らない。デモも否定の外に出る点でサエと同様である。次のような例である。

(2) 親に{a.まで/b.さえ/c.でも}相談しなかった

(2a)のマデが否定の作用域の中に入る解釈 (マデ < Neg) では、「(友人や恋人だけでなく) 親にまで相談する」という行為を否定した読みとなる。この場合否定の焦点がマデ句にくることを明示するために「親にまでは」とハをマデ句に付加することもできる。マデが否定よりも広い作用域をとる解釈 (マデ > Neg) では、「相談しない」という否定叙述の対象 (相談する相手にはならない対象) が、(友人や恋人だけでなく) 親にまで当てはまるというような読みになる。これに対し、サエを用いた(2b)やデモを用いた(2c)では、これらのとりたて詞が否定の作用域の中に入ることはできない (「*親に{さえ/でも}は」のようにハによる焦点化も不可能)。すなわち、否定より広い作用域をとって、「相談する相手にはならない対象が親にさえ/でも当てはまる」というように解釈されなければならない。したがって、次のように否定の作用域の中に入ることを強制

* 本論をなすにあたり、佐野(2006)においてコメントや質問を下された由本陽子氏、酒井弘氏、三宅知宏氏、およびメールで非常に有益な議論をしてくれた茂木俊伸氏に感謝したい。¹あとで「お茶でも飲もう」などに見られる例示のデモについて扱うことになるが、それまでは even に近い意味の意外のデモに話を限る。

するような文脈（特に下線部分）では、マデしか許されなくなる。

- (3) 皿の上のものはすべて平らげなければ食べ終えたことにはならない
決まりの早食い競争で、健はそのことを忘れ、サンドイッチの皿に
付いていたパセリ{まで/#さえ/#でも}食べなかったが、あとはまったく
食べ残しはなかった²。

動詞文の述部が、基本的に V-v-I(nfl)で成り立っており、対応する否定文における否定辞 Neg は v と I との間に位置するという仮定のもとでは、マデのみが否定の作用域内に入りうるという上で見た事実は、マデ句が次のように vP 内に収まって Neg に c 統御されうるのに対し、サエ句やデモ句はそれが不可能であるということを示している。

- (4) [...XP-{マデ`/*サエ/*デ`モ} V v_{vP}] (Neg) I

一般に、XP にとりたて詞(focus particle)が付いた XP-fp が YP の中に収まったままで解釈できるということを、fp が YP 内の、fp を c 統御する主要部 H によって認可されうる（「H によって結んでよい/H と呼応してよい」というように捉えることができる。(4)のように vP 内にサエ句やデモ句を収めて解釈できないということは、マデは V または v によって認可されても、サエやデモは認可されないということになる。さらに次の例は、マデの認可に v は必要でないことを示している(Sano (2005))。

- (5) 健は頼りない親に{a.まで/b.?*さえ}相談後、やっと心を決めた

「相談」のような verbal noun (VN)は、「相談する」のように軽動詞スルが付いていれば v を伴っていると考えられるが、(5)の「後」のような名

² 例文(2)の下2箇所にある「友達や恋人だけでなく」という補足説明からも分かるように、マデ（と議論の余地はあるがサエとデモ）はいわゆる existential implicature を持つ。「パセリまで食べなかった」でマデが否定より広い作用域をとれば、「パセリ以外にも食べなかったものが存在する」、すなわち「パセリ以外にも食べ残しがある」という含意が出て、(3)の下線部で言われていることと矛盾することになる。この矛盾を伴わずに下線部を続けられるということは、マデを否定より狭い作用域で解釈できるということを意味する。なお、佐野(2006)では(3)のような文脈で「食べなかった」でなく複合動詞の「食べ忘れた」を用い、「忘れ」がとる、「食べ」を主要部とする VP 補部の中にマデ句が収まる旨の主張を行った。

詞接尾辞が直接後続する場合は v を伴っているとは考えられない。にもかかわらず(5a)のようにマデが可能であるということは、マデの認可には v は必要でなく、VやVNのような語彙範疇でよいことを示している。

では、サエやデモは何によって認可されるのであろうか。これを考えるのに、下のような例から見てみよう。各とりたて詞の直前に示された判断は、問題のとりたて詞（が付いた句）が角カッコで示された句の中に収まって否定の作用域内に入るかどうかについてのものである。

- (6) さすがにその乞食も、[床に落ちたパンくず{a.まで/b.*さえ/c.*でも} 食べ]はしなかった³
- (7) さすがにその乞食も、[床に落ちたパンくず{a.まで/b.さえ/c.*でも} 食べたり]はしなかった

(6)のように、角カッコで示された連用形動詞句にハを付けて否定述部「しなかった」を後続させた場合、マデ句のみが問題の動詞句内に自然に収まって否定の作用域内に入ることができる。一方(7)のように、タリ形述部にハを付けた場合は、マデ句のみならずサエ句もその中に収まって否定の作用域内に入ることができるが、デモ句は依然として不自然である。(6)に見られる連用形動詞句は(VPを含む) vP であり、(7)に見られるタリ形述部はIPであると仮定すると、(6b)と(7b)の許容度の差は、サエが v には認可されなくてもIには認可されることを示している。

タリ形述部が vP より大きいIPのような範疇であることは、次の例からも支持される。

- (8) その無礼な訪問者は、[秘書の前ではガムをかんだり][社長の前ではタバコさえ控えなかつたり]して、周りの者をいらだたせた

ここで「タバコさえ吸つたり」とせずやや不自然な「タバコさえ控えなかつたり」としたのは、タリ形述部がその中にサエ句と否定辞を同時

³ 佐野(2006)では同類の例でサエを許容可能としたが、(角カッコ内をメタ的引用的に取らない限り)サエ句が角カッコ内に収まって否定の作用域内に入るとは解釈しにくいという複数の人からの判断を受け、本論では“?”とした。

に含むことができることを示すためである。ただしサエ句がタリ形述部の中に収まっても、同じタリ形述部の中にある否定辞の作用域内には収まっていない。(8)でタリ形述部が内部に否定辞とサエ句を含み、しかもそのサエが否定より広い作用域をとるということは、タリ形述部が (NegP を補部としてとりうる) IP であり、次のようにサエ句を含んだ構造を許すことを示唆している。

(9) [社長の前では[タバコさえ][控えなかつ_{NegP}][たり_I]_{IP}]

(9)ではサエ句が IP の指定部または付加部の位置にあり、サエが否定辞の作用域 (c 統御領域) の外で I によって認可される関係にある⁴。

(7c)が示すようにデモはタリ形述部の I には認可されないが、次の例が示すように、ル形述部には認可される。

(10) さすがにその乞食も、[床に落ちたパンくず{a.まで/b.さえ/c.でも}食べる]ことはしなかった

ここでは、マデやサエはもちろん、デモも角カッコ内の中に収まって、否定の作用域の中に入ることができる。ル形が形成する句を、タリ形などの IP と区別して定形節、Fin(iteness)P とする(cf. Rizzi (1997))と、デモは FinP の主要部 Fin によって認可されうるということになる。ル形述部が FinP を形成するならタ形述部も FinP を形成するはずであるが、実際タ形の場合もデモが認可されうることは次のような例からも分かる⁵。

(11) さすがにその乞食も、[床に落ちたパンくず{a.まで/b.さえ/c.でも}食べた]ことはなかった

(10)も(11)も、角カッコで示される句が FinP であるとする、デモは

⁴ 派生的には、動詞「控え(る)」の補部の位置にあったサエ句が、それを c 統御する I との一致呼応関係 (と EPP) により I の指定部の位置に移動したという可能性がある。他のとりたて詞と認可子との関係についても同様である。本論ではこれ以上の細かい議論は避ける。なお、サエの認可子が I である旨の分析は、別の証拠を使って佐野(2001a)でも行った。

⁵ (10c)や(11c)のデモのコト節内での解釈が、マデやサエに比べてやや不安定であるということはあるかもしれないが、これについてはあとで立ち戻る。

その主要部 Fin に、マデは FinP 内の動詞句の主要部 V (か v) に認可されていることになるが、サエはどうだろうか。サエを認可するような、IP の主要部 I で示される素性の集合と、デモを認可するような、FinP の主要部 Fin で示される素性の集合とが、お互いそのメンバーに重複のない disjoint なものとする、(10)や(11)の例でサエとデモがどちらも認可されることはないはずである。実際はデモだけでなくサエも認可されるので、デモを認可する Fin で示される素性の集合には、サエを認可する素性も含まれているはずである。言い換えれば、今までサエの認可子として I と呼んできたものの素性集合のメンバーに、さらに何らかの素性が加わったものが Fin であるということになる。(10)や(11)でサエは、Fin で示される素性集合の中の、下位集合 I によって認可されているということになる。

デモの認可に Fin が関わっていることは次の例からも示唆される。

- (12) 健は[頼りない親に{さえ/でも}相談した]あげく、やっと心を決めた
 (13) 健は[頼りない親に{さえ/*でも}相談の]あげく、やっと心を決めた

例文(12)において角カッコで示された句は FinP であり、サエもデモも許される。一方、(13)で角カッコで示された、ノを主要部とする(と思われる)句は FinP ではあり得ず、予想通りデモは不可能である。しかしサエは許されている。したがって、(13)に見られるような、「相談」のような VN を主要部とする句 VNP を導入しているノは、上でサエを認可する素性集合 I と同様の、サエを認可する素性集合(仮に D とする)を持っていることになろう。(5)の「相談後」の場合は「相談」の直後にあるのは「後」でありサエが不自然であったが、「頼りない親にさえ相談のあと」とノがある形にすれば自然なものとなることにも注意されたい。

以上の結果をまとめると、次のようになる。

- (14) a. マデの認可子: V/VN
 b. サエの認可子: I/D
 c. 意外のデモの認可子: Fin (ただし $Fin \supset I$ 、すなわち素性集合 Fin は素性集合 I を含む)

意外のデモの認可子は、動詞のル形、タ形で実現するような Fin としたが、実際は、表面的な形態以上の複雑な要因によってデモの許容度が左右される。野田(1995)は、デモは「単純に過去の事実を述べるのがしにくく [く...]、述語は典型的には [...] 状態的なアスペクトのものになる」(p. 29)と述べている。野田は例として「それはこどもでもできる」と「?それはこどもでもできた」(判断も野田のもの)の2つしか出していないが、野田の主張の正しさは次のような対比から分かる。

- (15) a. ??健はさっき突然腹を立てて、恋人の花子にでも当り散らした
b. 健はさっき突然腹を立てて、恋人の花子にでも当り散らしていた
c. 健は腹を立てていたときは、恋人の花子にでも当り散らした

(15a)は「さっき突然腹を立てて」により、後続するタ形述部が定的な単一事象(definite single event)の解釈に傾き、落ち着きが悪い。デモを削除するか、デモの代わりにマデやサエを用いれば問題のない文になるので、明らかにデモがこのような文脈で使いにくいことを示している。しかし(15b)のように主節の述部をテイタ形にして反復的な複数事象にすればよくなる。あるいは(15c)のように、文末がテイタ形でなくても、「ときは」で終わるような副詞節を先行させて習慣を表す文脈にしてやればやはり自然なものとなる。反復も習慣も事象的には不定(indefinite)でアスペクト的には状態の一種である(Smith (1977: 33-34), Bybee et al. (1994: 127) 等参照)。(15)はデモがこのような環境となじみやすいことを示している。

また、アスペクト的に状態でなくても、次のように話者の感情を表すモダリティ的表現がデモの使用を自然なものにする場合もある。

- (16) ??アメリカ軍がさっき住宅地でも破壊した
(17) アメリカ軍がさっき住宅地でも{a. 容赦なく/b. ??完全に}破壊した

例(16)は(15a)同様、定的な単一事象の文脈であり、デモの使用はすわりが悪い。しかしこれに副詞「容赦なく」を付けて(17a)のようにすると落ち着きがよくなる。(17b)のように「完全に」のような動詞修飾副詞ではこのような改善効果はないので、単に副詞の存在がデモを自然にしてい

るというのではない。そうではなく、「容赦なく」のような主語指向表現が表現主体（話者）の感情を表していること、すなわち話者の心的態度（モダリティ）としての感情が（ここでは主語の指示対象に対して）表明されていることが、デモの使用を自然なものにしていると見るべきである⁶。実際、(15a)も、次の下線部のような表現を付け加えることにより、そのモダリティとしての感情表現の強さに応じて許容度が上がる⁷。

(18) a. 健はさっき突然腹を立てて、驚いたことに恋人の花子にでも当り散らした

b. 健はさっき突然腹を立てて、恋人の花子にでも

{?強く / (?)激しく / 信じられないほど激しく}当り散らした

感情のモダリティが副詞の部分でなく述部で表されていても同様の効果がある。たとえば(10c)や(11c)は、デモを含むコト節の述部が単なるル形/タ形で終わっている。この文脈ではコト節が定的な単一事象でなく不定事象の解釈になるのでデモが使えるが、人によってはデモをコト節内に閉じ込める解釈がマデやサエに比べるとしにくいということもあるかもしれない。しかし次の例のように、コト節の述部に蔑視的な感情を表現するモダル表現ナンテを付け加えると、デモのコト節内での解釈はより自然なものとなる。

(19) さすがにその乞食も、[床に落ちたパンくずでも食べるなんて]ことはしなかった

(20) さすがにその乞食も、[床に落ちたパンくずでも食べたなんて]ことはなかった

デモの使用にはこのようなさまざまな要因が絡んでくるが、理論上、デモの認可子は FinP の主要部 Fin であり、この Fin で表される素性集合

⁶ いわゆる主語指向副詞とモダリティとの関連については中右(1980: 182ff.)を参照。

⁷ ただし、「当り散らす」は状態(state)性と共通するところのある活動(activity)動詞であることに注意されたい。(18)を(典型的な)活動動詞ではない述語、たとえば「殴る」を使って、「恋人の花子でも(...)殴った」のようにするとどれも微妙に許容度が下がる。

の中に、デモの認可に関わるアスペクト素性（とりわけ状態に関するもの）やモダル素性（とりわけ感情に関するもの）も含まれうると仮定する。Cinque (1999)は副詞句はその種類に応じて、節の種々の機能範疇の主要部と Spec-Head 関係を持つと主張している。(15c)の時間副詞節や(17a)(18a)などに見られる副詞表現の存在は、それと Spec-Head (的な)関係になる FinP の主要部 Fin に、デモの認可にも関わるアスペクト-モダル素性[A-M]を含むことを強制すると見ることができる。そのような副詞的表現が顕在化していない場合は、Fin が[A-M]を含むことが他の手段（たとえば動詞のテイル形や、ナンテのような文末モダル表現、あるいはもっと広い文脈情報）によって保証されない限りデモが認可されない(言語運用のレベルでは落ち着きが悪くなる)というふうにしておく。これに関しては 5.3 節で少し立ち戻る。

3. 例示のデモ

今まで見てきたデモはすべて意外性を表すものであったが、いわゆる例示のデモと言われるデモもある。次のようなものである。

(21) 健の顔が赤い。酒でも飲んできた{ようだ/のだろう/に違いない/*の}。

(22) のどが渴いたからお茶でも{飲もう/飲みたい/*飲んだ}。

上の例では、例示のデモは動詞「飲む」の目的語にあたる「酒」「お茶」に付いて、目的語の指示対象を酒やお茶に確定させないままにしている。そしてそのような確定回避(定延(1995))の性質と呼応して、述部にはヨウダ、ダロウ、ニチガイナイ、ヨウ、タイ等の、確定回避性と矛盾しない非確定的モダリティ述語を要求する。したがって、上の例が示すように動詞のタ形のような言い切りの確定的な述語で結ぶことはできない⁸。例示のデモはこのような非確定のモダリティを認可子として述部に要求することになる。

一方、上で見た意外のデモは文脈さえ整えばモダリティ述語が後続し

⁸ このような呼応に関しては、森山(1998)、益岡(2000: 18章)、佐野(2001b)等を参照。

ないタ形による言い切りでもよいので、場合によっては一つのデモが意外のデモにも例示のデモにも解釈される場合がある。次を見られたい。デモの下付きの Fin は意外のデモを、M は例示のデモを表すものとする。

- (23) a. 花子は[困ったときは姑にでも_{Fin/M} 助けを求めた_{FinP}]ようだ
b. 花子は[そのとき姑にでも_{??Fin/M} 助けを求めた_{FinP}] ようだ

(23a)では、「困ったときは」という時間副詞節の存在により FinP の主要部 Fin に意外のデモを認可するアスペクト素性が含まれ、デモを意外のデモと解釈することができる。しかし FinP のあとにヨウダのような述語が続けばそれによってデモを例示のデモと解釈することもできる。したがって(23a)はもしヨウダがなければデモは意外のデモに決まるが、そのようなモダリティ述語があればデモの解釈に曖昧性が生じる。もし「困ったときは」の代わりに「そのとき」のような定的な単一事象解釈を強制する副詞句を使って(23b)のようにすると意外のデモの解釈が困難になり、例示のデモの認可子としてのヨウダなどが事実上義務的になる。

4. 3種類のカラ節

この節では接続助詞カラによって導入される副詞節に3種類あることを確認し、そのあとで、おのおのの節の中に、サエやデモなどのとりたて詞がどういう条件のもとで現れることができるかを考察する。

まず、次のように動詞のテ形に後続するカラ₁がある。

- (24) a. 花子は [結婚して_{IP}]から₁ 姓を変えた
b. 健は [酒を飲んで_{IP}]から₁ 車を運転した

ここで示したように、動詞のテ形は IP と仮定する。ル形/タ形で終わるような FinP ではないのでそれ自体の独立テンスはなく、意味的には命題ではなく出来事(event₁)を表す。このカラは、主節が表す出来事(event₂)との単なる時間関係を表し、event₁が event₂より時間的に先行することを示す。したがって、event₁と event₂との間には(24a)のように因果関係が読み込めてもいいがそれはむしろたまたまであり、(24b)のように因果関

係が見だしにくくても不自然さはない。

次に、述語の言い切りの形（動詞ならル形またはタ形）で終わる FinP を補部にとるカラ₂がある。

- (25) a. 花子は [結婚した FinP] から₂ 姓を変えた
b. 健は [酒を飲んだ FinP] から₂ 車を運転しなかった

カラ₂ の補部 FinP は意味的には命題をとり、主節が表す命題との因果関係を表す。したがって、常識的に因果関係を読み込むことが困難な場合は不自然になるか、常識に反した因果関係の読み込みが強制されることになる。たとえば(25b)の「運転しなかった」を「運転した」にしたような場合((24b)と比較)である。

最後に、主節で言われていることを推論する根拠を表すようなカラ₃がある。カラ節内が表す命題部分と主節が表す命題部分の関係だけを見ると、あたかも時間関係や因果関係が逆転しているように見える場合もある。次のような例である。

- (26) a. 花子は [姓を変えた] から₃ 結婚した {のだろう/に違いない/*∅}
b. 健は [車を運転しなかった] から₃ 酒を飲んで {のだろう/
に違いない/*∅}

(26a)では、姓を変えたということが、結婚したという判断を下すことの根拠として働いており、そのような推論関係をカラでつないでいる。姓を変えたことが原因になって結婚という結果になることは常識的にはあり得ないが、カラ₃はカラ₂と違ってそのような因果関係を表しているのではない。(26b)も同様である。重要なことは、推論関係ゆえ、カラ₃節をとる主節の文末には、(26)で示したような推論を表すモダル助動詞がなければならないということである。この点でも、そのような助動詞の出現が義務的でないカラ₂と大きく異なる⁹。さらにカラ₂の場合は、

⁹ カラ₂は Sweetser (1999)の content-conjunction としての *because* に、カラ₃は epistemic-conjunction としての *because* に対応する。しかしカラ₃と違って後者の *because* の主節はモダル助動詞の出現が義務的でないなど、日本語と英語では違いも見られる。

命題間の因果関係ゆえ、その補部は FinP ではあっても、モダル助動詞を含んだ MP(=Modal Phrase)ではあり得ない。したがって、次の例が示すように、カラ₂の補部をモダル助動詞で終わらせることはできない。

(27) a. *花子は [結婚した{らしい}ようだ]_{MP}から₂ 姓を変えた

b. *健は [酒を飲んだ{らしい}ようだ]_{MP}から₂ 車を運転しなかった

それに対しカラ₃の場合はその補部をモダル助動詞で終わらせてもよい。

(28) a. 花子は [姓を変えた{らしい}ようだ]_{MP}から₃ 結婚したのだろう

b. 健は [車を運転しなかった{らしい}ようだ]_{MP}から₃ 酒を飲んでいたのだろう

補部に MP を許すのがカラ₃で、許さないのがカラ₂ということになる。

5. カラ節の中に現れるとりたて詞とその認可

5.1 カラ₁節内のサエ

カラ₁のテ形補部は IP であるとしたが、すでに見たように、サエは I によって認可される。したがって、カラ₁節の中に現れたサエは当然その中の I に認可されるはずである。次のような例文から考えてみよう。

(29) 健は [受かって当たり前前の大学にさえ落ちて IP]から₁
はじめて悲しみを見せた

受かって当たり前前の大学に落ちるのは意外なことであるから、カラ₁節の中に表現されたその意外な出来事の中で、「受かって当たり前前の大学」の部分のサエによって意外の焦点とすることには意味上何の問題もない。統語構造的には、(29)でカラ₁節の IP 内にあるサエは IP の主要部 I に認可され、サエの作用域はその IP にとどまって意味的に整合する読みを与えていることになる。すなわちサエは作用域をカラ₁節を飛び越えて主節にまで広げてはいない。しかしカラ₁節で表現されていることが意外なことではない場合、その中にサエが現れて作用域がカラ₁節内にとどまることは意味的に逸脱する結果になる。次のような場合である。

(30) #健は [受かって当たり前の大学にさえ受かって_{IP}]から₁ 喜んだ
受かって当たり前の大学に受かることは意外でもなんでもないので、そのことに対しサエを使うのは逸脱した結果になる。注意すべきは、(30)でもサエがカラ₁節内のIに認可されるのではなく、主節のIに認可され、その結果作用域を主節にまで広げるといようなことができるのであれば、逸脱しない読みができるはずということである。実際、(30)からカラをとって次のようにすると、逸脱しない読みが可能になる。

(31) 健は受かって当たり前の大学にさえ受かって喜んだ

すなわち、(31)のサエは、作用域をテ形従属節内にとどめて(30)と同様の逸脱した読みを持つだけでなく、作用域を主節にまで広げて、始めからサエが主節にある次のような例と同様の読みを持つこともできる。

(32) a. 健は[受かって当たり前の大学に受かって]さえ喜んだ

b. 健は[受かって当たり前の大学に受かって喜び]さえした

さらに、カラを保持したままであっても、(30)のカラ₁節の外側に次の例のようにモを付加してもサエは主節作用域を得ることができる。

(33) 健は [受かって当たり前の大学にさえ受かって_{IP}]から₁ も喜んだ

この主節にあるモをカラ₁節内にあるサエとは無関係に解釈してしまえば(33)は(30)と同様の逸脱性を持つが、モとサエを (Sano (2000, 2001)、佐野(2004)で示したようなメカニズムにより) 関係付けてやれば、サエは主節作用域を持つモにいわば「おんぶ」する形で主節作用域を持つことができ、全体として逸脱しない読みを生み出すことができる¹⁰。

例(31)や(33)が逸脱しない読みができるにも関わらず(30)でそれができないということは、カラ₁節内のサエは ((33)で働いているようなメカニズムを利用しない限り) カラ₁の補部 IP の主要部 I に必ず認可されねばならず、カラ₁節を飛び越えて主節の I に認可されることは不可能であ

¹⁰ 佐野(2004)では、このようなサエとモの関係を部分連鎖(partial Chain)という概念で捉えている。

ることを示している。カラ₁節はサエにとって「島」になるわけである。

5.2 カラ₁節内の意外のデモ

意外のデモは FinP の主要部 Fin によって認可される。したがって、FinP より小さな IP を補部としてとるカラ₁節内では認可されないはずである。比較のために、サエと並べて、次のような例から考えてみよう。

- (34) ニコチン中毒の健はきのうタバコを切らしていたらしく、[授業の前に灰皿のタバコの吸殻{さえ/??でも}吸って_{IP}]から₁教室に入った

サエはカラ₁節内で認可されるので(34)のサエは何の問題もない。しかしここでサエの代わりにデモを使うのは不自然である。このデモの不自然さは、カラ₁節内にデモの認可子 Fin がもともと存在しないということだけでなく、主節(の Fin)もデモの認可条件を満たしていないということにもよる。意外のデモが定的な単一事象の文脈では使いにくいことはすでに見たが、(34)の主節は「きのうタバコを切らしていたらしく」のような表現により、そのような単一事象の解釈を促されている。カラ₁節内のデモがその中で認可されず主節に認可を依存するのであれば、主節をデモと折り合いのよい、たとえば状態アスペクトの一種である習慣や反復を表すものにしてやれば許容度が上がるはずである。次の例である。

- (35) 昔ニコチン中毒だった健は、タバコを切らしたときは、[授業の前に灰皿のタバコの吸殻{さえ/でも}吸って_{IP}]から₁教室に{に入った/入っていた/入ったものだ}

サエは依然問題ないが、デモも(34)に比べて許容度が上がっている。これは「昔」や「タバコを切らしたときは」などの表現により、主節の FinP の主要部 Fin がデモの認可に貢献するアスペクト素性を含むことになるからである。(34)と(35)のデモの対比は、(15)のものと同類なわけである。

また、デモは感情のモダリティによっても認可されることを見たが、(34)に「なんと」や「驚いたことに」のような、話し手の感情や驚きを表すモダリティ副詞表現を加えても、次のようにデモの許容度が上がる。

(36) ニコチン中毒の健はきのうタバコを切らしていたらしく、なんと
 [授業の前に灰皿のタバコの吸殻でも吸って IP]から、教室に入った
 すなわち、(15a)と(18a)、(16)と(17a)と平行的な対比が、(34)と(36)にも見
 られるのである。

(34)(35)(36)の例でデモは統語上はカラ₁節内に入っている。これは「授
 業の前に」のようなカラ₁節内の表現がデモに先行していることから
 認めてよい。デモはカラ₁節内にありながら、デモの認可に関わるアス
 ペクト-モダリティ素性[A-M]を持つ主節の Fin によって認可されるので
 ある(3節の直前の段落を参照)。Iによって認可されるサエにとっては
 補部が IP のカラ₁節は島であったが、Fin によって認可されるデモにとつ
 ては、補部主要部に Fin を持たないカラ₁節は島ではないわけである。

5.3 カラ₂節およびカラ₃節内の意外のデモ

命題間の因果関係を表すカラ₂はその補部に FinP をとる。したがって、
 Fin に認可される意外のデモはカラ₂節の中で認可されるはずである。次
 の例はこれが正しいことを示している。比較のためにサエも並べておく。

- (37) a. アル中の健は[昔酒が買えない日はメチルアルコール{さえ/でも}
 飲んだ FinP]から₂失明した
 b. アル中の健は [酒が買えないその日メチルアルコール{さえ/
 ??でも}飲んだ FinP]から₂ {失明した/今失明している}

(37a)では、カラ₂の補部 FinP が「昔酒が買えない日は」のような表現に
 よって過去の習慣を表すような解釈になりデモは自然となっているが、
 対応する部分が「酒が買えないその日」になっている(37b)では、問題の
 FinP が過去の定的な単一事象の解釈に傾き、デモの許容度が下がってい
 る。注意すべきは、(37b)の主節を「今失明している」のような状態アス
 ペクトにしてデモの認可条件をそろえてやっても、カラ₂節内のデモの
 不自然さに変わりはないということである。また逆に、(37a)では主節が
 単に「失明した」でアスペクトやモダリティに関するデモの認可条件を
 満たしていないが、カラ₂節内のデモの許容度に影響はない。すなわち、

カラ₂節内のデモは、カラ₂の補部 FinP の中で（その主要部 Fin により）認可されることはあっても、それを飛び越えて主節（の Fin）によって認可されたりされなかったりすることはないのである。Fin に認可されるデモにとって、Fin を補部主要部に持つカラ₂節は島になるわけである。

ではデモがカラ₃節内に現れたときはどうだろうか。カラ₃の補部はカラ₂の補部と同様に FinP でもよいが、カラ₂の場合とは違って、Fin(P) を含むような MP でもよい。次の例は、カラ₂節と同様にカラ₃節も、デモにとってその中で認可の是非が決まる島であることを示している。

- (38) a. 健は [酒が買えないその日メチルアルコールでも{??飲んだ/
飲んでいた} FinP]から₃すでにアル中になっていたのだろう
 b. 健は [酒が買えないその日、驚いたことにメチルアルコールでも
飲んだ FinP]から₃すでにアル中になっていたのだろう
 c. 健は [酒が買えないその日メチルアルコールでも飲んだ
くらいだ MP]から₃すでにアル中になっていたのだろう

(38a)では、カラ₃節が「酒が買えないその日」という定的な時間表現により、非状態の「飲んだ」でなく状態的な「飲んでいた」のような述語で終わらせない限りデモが不自然になっている。主節は「なっていた」のような状態述語を含んでいるがデモの認可に関わっておらず、デモはカラ₃節内で認可を終了していなければならないということである。

(38b)はそのカラ₃節内に「驚いたことに」というモダル副詞的表現があり、カラ₃の補部 FinP の主要部 Fin がデモの認可に関わるモダル素性を含むことを保証している。(38c)はクライダというモダル表現によりデモが自然になっている例である。クライダというのをモダル助動詞と考えればカラ₃は MP を補部にとっていることになり、デモは一見その MP の主要部 M の位置を占めるクライダのみによって認可されているように見える。しかしすでに(7c)と(10c)/(11c)との対立でも見たようにデモの認可には Fin 自身も関わっているので、(38c)ではタ形の「飲んだ」が保証する Fin と、クライダの M との両方でデモを認可していることになる。(19)(20)で見たデモの認可に関わるナンテも、FinP とは別の投射（たとえ

ばモダル素性を主要部に持つ CP) を作っているというような可能性も考えると、意外のデモの認可子は単純に (素性[A-M]を含む) Fin とするよりは、[A-Fin-M]のような素性複合体であるというような見方のほうがよいかもかもしれない。ここでは単にその可能性を示唆するにとどめておく。

いずれにせよ、Fin (ないしは素性複合体[A-Fin-M]) によって認可されるデモにとって、Fin を必然的に含むカラ₃節はカラ₂節同様、その中で認可を終え外から認可されることはない島ということになる。

5.4 カラ_{1,2,3}節内の例示のデモ

意外のデモの認可に関与するモダリティは、意外性と整合するような、感情 (とりわけ驚き) を表すようなモダリティであるのに対し、例示のデモは、その確定回避性と整合するような、非確定的モダリティによって認可される。前者のモダリティはともあれ、少なくとも後者の例示のデモの認可に関するモダリティは、FinP の主要部 Fin の素性集合の要素として組み込まれることはおそらくなく (ただし注 11 参照)、FinP とは別投射である MP の主要部 M に現れるものと考えられる。すなわち、例示のデモの認可子は、カラ₁の補部 IP にもカラ₂の補部 FinP にも現れず、カラ₃節の補部になりうる MP で初めて現れるということである。だとすると、例示のデモにとって、認可を終えなければならない島はカラ₃節ではあっても、カラ₁節やカラ₂節ではないことが予想される。カラ₁節にデモが現れる例から見てみよう。

(39) 健は [ひとりで酒でも飲んで_{IP}]から₁ 妻の花子に暴力をふるった
{のだろう/* \emptyset }。

カラ₁の IP 補部の中の例示のデモの認可子は文末にあるノダロウである。それはこのモダリティ表現をとって「ふるった」で終わる言い切りになるとデモが許容できなくなることから明らかである。次のカラ₂の場合も同様である。

(40) a. 健は [朝から酒でも飲んでいた_{FinP}]から₂ 妻の花子に暴力を

ふるった{のだろう!/?*◇}¹¹。

- b. 健は [就寝前にコーヒーでも飲んだ_{FMP}]から_₂ 眠れなくなった
{のだろう!/?*◇}。

ここでもやはり、例示のデモは主文の文末のモダリティ表現によって認可されている。カラ節がデモのない「朝から酒を飲んでいたので」だったら、文末を「ふるった」や「眠れなくなった」のような言い切りで終わらせてもよいことに注意されたい。予想通り、カラ_₁節やカラ_₂節は例示のデモにとって島にはならず、その外からの認可を許すことが分かる。

今度はカラ_₃の場合を見てみよう。まず次の例を見られたい。

- (41) 健は [妻の花子に暴力をふるった(らしい)]から_₃、朝から酒を飲んでいたのでだろう。

この例にはデモはないが、主文の文末にノダロウのようなモダリティ表現の出現が義務的である。これがカラ_₃の性質であることは例(26)ですで見たとおりである。さらに、(28)でも見たように、カラ_₃の場合はその補部にモダル助動詞が現れてもよい。(41)でも丸カッコで示したようにラシイのようなモダル助動詞が現れうる。もちろんそのような助動詞がカラ_₃の補部に現れなくても、(主文の文末にモダリティ表現がある限り)文全体の許容度に影響はない。ところがカラ_₃の補部に例示のデモが現れると事情は異なる。次の例である。

- (42) 健は [妻の花子に暴力でもふるった*(らしい/ようだ)]から_₃、朝から酒を飲んでいたのでだろう。

ここでは、例示のデモの出現により、カラ_₃節内にそれを認可するラシイやヨウダのようなモダル助動詞の出現が義務的になっている。言い換えれば、主文文末にあるノダロウのようなモダリティ表現はカラ_₃節の

¹¹ ノダロウのない言い切りでもそれほど悪くないとしたら、それはカラ_₂節内の「飲んでいたので」という未完了を表す形が例示のデモをある程度認可しているからである。下の例(i)では終助詞ヨもデモの認可を助けているが、それでもテイタ形と単純タ形との差は明白である。

(i) 健は、行きつけの店で酒でも{飲んでいたのでよ!/?*飲んだよ}。 (佐野 (2001b: 注 2))

中のデモを認可できないのである。もし認可できるのであればカラ₃節内にラシイなどが現れなくてもよいはずだからである。

主節のモダリティ表現によるデモの認可を許すカラ₂(例(40))と許さないカラ₃(例(42))の対比を示す例をもう一組、下に並べてあげておこう。

(43) 健は [バレンタインデーに花子にチョコでももらった_{FinP}]から₂

ホワイトデーに彼女にキャンデーをあげた{のだろう/*∅}。

(44) 健は[ホワイトデーに花子にキャンデーでもあげた*(らしい/ようだ)]

から₃ バレンタインデーに彼女にチョコをもらっていたのだろう。

(43)はカラ₂の例で、デモが主節のモダリティから認可されることを示し、カラ₃の例の(43b)はそれが不可能で、カラ₃節が、デモがその中で認可されなければならないような島であることを示している。

5.5 まとめ

5.1節から5.4節までの結果を表にまとめると次のようになる。各とりたて詞のサブスクリプトは、そのとりたて詞の基本的な認可子を示す。

(45)

	IP+カラ ₁	FinP+カラ ₂	MP+カラ ₃
サエ _I	島	島	島
デモ _{Fin}	—	島	島
デモ _M	—	—	島

すべてのカラはその補部となる節にIを含む。したがって、Iによって認可されるサエはすべてのカラ節が島となる。デモも、自分の認可子が現れうるカラ節の中で認可を終えていなければならない。これを一般化すると、とりたて詞_{fp}の認可に関する最小性条件(46)が出てくる¹²。

(46) とりたて詞認可の最小性条件 (*Minimality Condition on fp*

Licensing):

¹² (31)では、サエが主節作用域をとる場合は、テ形IP節内のサエが、テ形節のIを飛び越えて主節のIによって認可されていると見れば(46)の反例になる。しかし佐野(2006)のハンドアウト注8で詳しく述べたように、サエの主節作用域の読みでは「受かって当たり前_の大学にさえ」という句全体が(Scramblingなどにより)統語的にすでに主節にある可能性が強い。

あるとりたて詞 *fp* の認可子を *L* とすると、*fp* は *L* を含みうる最小の句の中で、その外の *L* と認可(呼応/一致)関係に入ることはない。

参考文献

- Bybee, Joan, Revere Perkins, and William Pagliuca (1994) *The Evolution of Grammar: Tense, Aspect, and Modality in the Languages of the World*. The University of Chicago Press, Chicago.
- Cinque, Guglielmo (1999) *Adverbs and Functional Heads: A Cross-Linguistic Perspective*. Oxford University Press, Oxford.
- 益岡隆志 (2000) 『日本語文法の諸相』くろしお出版.
- 茂木俊伸 (1999) 「とりたて詞「まで」「さえ」について—否定との関わりから—」『日本語と日本文学』28, 27-36, 筑波大学国語国文学会.
- 森山卓郎 (1998) 「例示の副助詞『でも』と文末制約」『日本語科学』3, 86-100.
- 中右 実 (1980) 「文副詞の比較」『日英語比較講座第2巻文法』157-219.
- 野田尚史 (1995) 「文の階層構造からみた主題ととりたて」益岡隆志・野田尚史 沼田善子(編)『日本語の主題と取り立て』1-35, くろしお出版.
- Rizzi, Luigi (1997) “The Fine Structure of the Left Periphery,” Liliane Haegeman (ed.) *Elements of Grammar*, 281-337, Kluwer, Dordrecht.
- 定延利之 (1995) 「心的プロセスからみた取り立て詞モ・デモ」益岡隆志・野田尚史・沼田善子(編)『日本語の主題と取り立て』227-260, くろしお出版.
- Sano, Masaki (2000) “Island Effects on Invisible Movement of Focus Particles: A Case Study of *koso* and *sae* in Japanese,” *English Linguistics* 17, 330-360.
- Sano, Masaki (2001) “Agree and Covert Phrasal Movement: Evidence from Focus Particle Licensing in Japanese,” *English Linguistics* 18, 1-31.
- Sano, Masaki (2005) “Focus Particle Licensing: A Case Study of *made*, *sae* and *demo* in Japanese,” *Ritsumeikan Studies in Language and Culture* 17.2, 83-94.
- 佐野真樹 (2001a) 「日本語のとりたて詞の素性移動分析と Minimality 効果」『JELS 18: 日本英語学会第18回大会(甲南大学)研究発表論文集』181-190.
- 佐野真樹 (2001b) 「例示のデモの統語論」『立命館文学』568, 277-306.

佐野まさき (2004) 「とりたて詞の作用域と連鎖形成について」『日本語文法学会第5回大会発表論文集』185-194.

佐野まさき(2006) 「とりたて詞をめぐる節周辺要素と従属化」神田外語大学・CLS ワークショップでの口頭発表, 於神田外語学院, 2月11日.

Smith, Carlota S. (1997²) *The Parameter of Aspect*. Kluwer, Dordrecht.

Sweetser, Eve E. (1990) *From Etymology to Pragmatics: Metaphorical and Cultural Aspects of Semantic Structure*. Cambridge University Press, Cambridge.

603-8577

京都府京都市北区等持院北町 56-1

立命館大学

文学部

sano@lt.ritsumei.ac.jp